○いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付要綱

令和　年　月　日

告示第　号

（趣旨）

第１条　この要綱は、松田町の将来を担う少年少女が「２０２５日本国際博覧会（大阪・関西万博）」を体験し未来社会の創造に資するため、入場チケットの購入費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する小学生及び中学生の保護者とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費は「２０２５大阪・関西万博入場券制度」に定める「１回入場可」入場券代とする。

（補助額）

第４条　補助金額は、定額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1)　入場券購入に係る領収書等の写し

(2)　２０２５日本国際博覧会（大阪・関西万博）の現地写真

(3)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査の上、いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付決定通知書（第２号様式）又はいのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

２　本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第17条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続きを省略する。

（交付請求）

第７条　補助金の請求は、松田町補助金等交付規則第17条を適用するものとし、第５条の規定による書類の提出をもってなされたものとする。ただし、請求の効力は、前条の規定による交付の決定日をもって発生するものとする。

（補助金の返還）

第８条　申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和　年　月　日から施行する。

附　則（令和　年　月　日告示第　号）

この告示は、公布の日から施行する。

第１号様式(第５条関係)

松田町いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

松田町長　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　㊞

電話番号

２０２５大阪・関西万博入場券を購入したので、次のとおり補助金を交付願いたく、松田町いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付要綱により、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請金額　　　　　　　　　　円

２　補助金算出の根拠

３　添付書類

(１)　２０２５大阪・関西万博入場券購入にかかる領収書等の写し

(２)　２０２５日本国際博覧会（大阪・関西万博）の現地写真

振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関・支店名 | 銀行・農協金庫・組合 | 本店・支店支所・出張所 |
| 種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

第２号様式(第６条関係)

松田町いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付決定通知書

松　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

松田町長

年　　月　　日付けで申請のあった熊撃退スプレー購入の補助については、松田町いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額　　　　　　　　　　円

第３号様式(第６条関係)

松田町いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金不交付決定通知書

松　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

松田町長

年　　月　　日付けで申請のあった熊撃退スプレー購入の補助については、松田町いのち輝く未来社会のデザイン体験支援補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次の理由により不交付が決定したので通知します。

　　不交付理由：

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、松田町長に対して審査請求をすることができます。またこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。